

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度第1回豊島区児童福祉審議会臨時部会
事務局(担当課)		子ども家庭部子育て支援課
開催日時		令和6年4月18日(木)午後6時00分～午後8時00分
開催場所		豊島区役所本庁舎8階 807・808会議室
議 題		1 開会 2 委員、区職員紹介 3 議事 (1)部会長、部会長職務代理者の選任 (2)部会における検討の進め方、スケジュール等について (3)社会的養育に関する区の現状について (4)その他 4 閉会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 <u>※傍聴人数2人</u>
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	上川委員、坂井委員、松田委員、馬淵委員、三輪委員
	区側出席者	活田子ども家庭部長、奥田児童相談所長、木山健康部長、 尾崎児童相談課長、山本子ども家庭支援センター所長、 坂本健康推進課長、岡崎長崎健康相談所長、小椋子ども若者課長、 田邊障害福祉サービス担当課長、 子ども若者課管理・計画グループ職員1名、 児童相談課社会的養護推進グループ職員5名
	事 務 局	安達子育て支援課長、子育て支援課児童相談支援グループ職員(4名)

審 議 経 過

1 開会	
事務局	定刻になりましたので、豊島区児童福祉審議会第 1 回臨時部会を開会いたします。私は事務局を務めます、子育て支援課長の安達と申します。本日、部会長が選任されるまで進行を務めさせていただきます。 本臨時部会の委員は、委員 6 名、オブザーバー1 名の計 7 名でございます。本日は 5 名の委員にご出席をいただいております。豊島区児童福祉審議会条例第 8 条に定める定足数を上回っておりますため、会議は有効に開催されます。 次に資料の確認をさせていただきます。なお、皆様から事前にいただきましたご指摘などを踏まえ、一部修正や追加した資料を本日、机にお配りしております。 本日の資料といたしまして、 ・「次第」 - 修正がございますので、差し替えをお願いいたします。 ・「資料1 豊島区児童福祉審議会臨時部会の委員名簿」 ・「資料2 社会的養育推進計画の策定について」 - こちらも修正がございますので、差し替えをお願いいたします。 ・「資料3 児童相談所の状況(開設後1年)」 - こちらも修正がございますので、差し替えをお願いいたします。 ・「資料4 特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会協議結果」 ・「資料5 豊島区における社会的養護に係る資源の現状」 ・「資料6 豊島区における子ども家庭支援の現状」 ・「資料7 当事者への調査ヒアリングについて」 - さらに追加資料といたしまして机の上に三点お配りしてございます。 ・「追加資料1 都内に所在する児童養護施設について」 ・「追加資料2 社会的養育推進計画の策定要領の概要版」 ・「追加資料3 社会的養育推進計画の策定に向けた意見」 追加資料3は、令和6年1月24日の本委員会で皆様にいただいた意見を集約したものとなっております。当日の配布となってしまいましたが、今後の審議における観点の一つとしていただければと存じます。 その他の参考資料といたしまして、基礎的な資料集を机にご用意しております。こちらの資料集につきましては、今後も机上に用意させていただければと存じますので、会議後は机上に残していただきますようお願いいたします。 次に会議録についてでございます。会議録は基本的には要旨を記録し、発言者については、部会長、委員、事務局という表現といたします。会議終了後に事務局でまとめまして、皆様にご確認をいただいた上でホームページに公開をまいります。
2 委員、区職員紹介	
事務局	続きまして、委員および区職員の紹介でございます。本臨時部会は、本年1月24日に開催しました豊島区児童福祉審議会第2回本委員会において設置をご承諾いただきました。その後、委員長とご相談し、ご指名をいただいた委員の皆様にご就任をいただいております。 また、児童福祉法第9条第2項の規定に基づき、新たに2名の方に臨時委員としてご就任をいただきました。本日は第 1 回の部会ですので、委員の皆様のご紹介をさせて

坂井委員	いただければと思います。一言ずつ頂戴できれば幸いです。 まず、豊島区児童福祉審議会の委員の皆様からお願いいたします。 坂井です。普段は里親部会のメンバーを務めております。よろしくお願いいたします。
三輪委員 馬淵委員 事務局	三輪です。同じく里親部会に所属しています。よろしくお願いいたします。 同じく里親部会に出席しております馬淵です。よろしくお願いいたします。 続きまして本日ご就任をいただきました臨時部会委員の、上川委員、松田委員、お願いいたします。
上川委員	上川でございます。今年の3月31日まで江戸川区児童相談所の方で所長をさせていただいておりました。4月1日からは記載の通り、大田区の方で仕事をさせていただいております。今回の内容は難しい内容なので私で務まるかどうかわかりませんが、頑張っていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
松田委員	初めまして。杉並区にあります児童養護施設、東京家庭学校の松田と申します。学校という名称の児童施設のため、校長という役職で施設長を務めて21年目になります。現場あがりのため児童養護施設しか知りませんので、意見も児童養護施設の立場からしか言えないと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	皆様ありがとうございました。新たな皆様への委嘱状につきましては、本来であれば区長からお渡しすべきところでございますが、本日は事務局よりお渡しをしております。なお、佐藤委員とオブザーバーの柏女児童福祉審議会委員長は、本日ご欠席の連絡をいただいております。 続きまして区側出席者のうち、管理職につきましてご紹介をさせていただきます。 ———(紹介)———
事務局 子ども 家庭部長	ここで、子ども家庭部長の活田よりご挨拶を申し上げます。 4月1日から子ども家庭部長になりました活田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には、臨時部会の委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。 事務局から説明があると思いますが、令和4年の改正児童福祉法により、こども家庭センターの設置をはじめ、家庭および養育環境への支援強化や、児童相談所に関わる児童に対する権利擁護の推進が求められているところでございます。あわせて社会的養育推進計画についても、現在は都の計画による令和 2 年度を始期とする現行計画を全面的に見直し、令和 7 年度から 11 年度までの計画策定が求められているところでございます。本区においても、児童相談所設置市の立場として、計画を示す必要があるところでございます。 皆様ご承知の通り、計画策定にあたっては、区としての社会的養育に関する理念や施設のあるべき姿を整理し、東京都における策定動向との調整も図りつつ、具体的な実施計画としての策定が求められます。本計画は豊島区としても初めての策定となります。また、非常にタイトな日程の中でご審議をいただくということで大変心苦しく思っておりますが、よろしくお願いいたします。 私は12年前にも子ども家庭部にいましたが、当時の子ども家庭部は、部長 1 人と課長が 3 人の、合計 4 人の管理職で運営しておりました。12年経ち、子ども家庭部に戻ってきた現在、2人の部長と 7 人の管理職になっております。この12年の間、子ども

	に対する権利意識や政策が拡充してきております。中でも、一番象徴的なことが特別区の児童相談所設置になります。江戸川区で児童虐待の案件が平成22年にありました。その反省から、区で児相を持つべきだという議論が活発化しました。また、待機児童の問題もクローズアップされ、対応を進めてまいりました。このような時期に改めて戻ってまいりました。12年前を思い出しながら、一生懸命関わっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
3 議事	
事務局	本日の議題は、まず、部会長の選任および職務代理の指名、続いて部会の進め方やスケジュール、区の現状についての資料説明を予定しております。まず、部会長の選任につきましては、「豊島区児童福祉審議会条例」第7条第2項において、「部会に委員の互選による部会長 1 人を置く」と規定をしております。よろしければ事務局の方で案をご用意させていただいておりますが、ご検討いただくことでいかがでしょうか。 ———異議なし———
事務局	事務局案といたしましては、社会福祉がご専門で児童相談所でのご経験も豊富な坂井委員に部会長をお願いしてはどうかと考えておりますが、坂井委員いかがでしょうか。
坂井委員	お受けいたします。
事務局	ありがとうございます。坂井委員の部会長への選任について、委員の皆様はいかがでしょう。 ———異議なし———
事務局 部会長	改めまして、坂井部会長よりご挨拶をお願いいたします。 改めまして、坂井です。10年以上前ですが、豊島区は、私が児童相談センターの児童福祉司のチーフをしていた時の担当地域になります。よく池袋駅から昔の区役所の脇を通って東部子ども家庭支援センターまで歩いたことを思い出しますが、長い時を経てまたお世話になることとなりました。不慣れではありますが、皆様方のお力添えをいただき、短い期間でもしっかりと計画を作ろうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
事務局	では、ここからの議事進行につきましては坂井部会長をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。
部会長	それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。
事務局	続いて「職務代理者の選任」についてです。事務局から説明をお願いします。
部会長	職務代理の指名につきましては、豊島区児童福祉審議会条例施行規則第2条第3項において、部会長に事故があるときはあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理すると規定しております。部会長が欠席される場合に、部会の議事進行をしていただく委員をあらかじめ部会長からご指名をいただければと思います。 事務局からの説明に基づきまして、里親に関する研究がご専門で、自らも里親としてのご経験を持つと伺っております三輪委員を指名させていただきたいと思いますが、委員の皆様、ご了承いただけますでしょうか。

	———異議なし———
部会長 三輪委員	ありがとうございます。では、三輪委員から一言ご挨拶をお願いいたします。 三輪でございます。これまで里親に関する研究を専門にまいりましたが、広くは社会的養護と児童福祉も研究しております。また、私自身も5年ぐらい前から里親をさせていただいているところでございます。まだまだ力不足とは存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。
部会長	ありがとうございます。それでは引き続き議事を進めて参ります。 本日は傍聴希望の方がいらしています。豊島区児童福祉審議会条例施行規則第3条第2項において、部会は、部会長が認める場合は公開できるということになると思います。本日の議事内容は区の計画策定に関するもので、個人情報などは含まれておりませんので公開としてよろしいでしょうか。
	———異議なし———
部会長	では傍聴希望の方にお入りいただきます。
	———傍聴者入室———
部会長	続きまして、議事内容として「部会における検討の進め方、スケジュール等について」と「社会的養護に関する社会的養育に関する現状について」とあります。区の方でご用意いただいている資料がありますので、説明をお願いします。 説明と審議は、まず重点事項やスケジュールなどが示されている資料2について行い、その後、区の現状説明となる資料 3 から 6 についてまとめて行い、最後に資料 7 について行いたいと思います。
事務局	では、説明をお願いします。資料については各委員、事前に目を通しておりますので、要点を簡潔にお話してください。また資料に書かれていない事項などがあれば、追加情報としてお示してください。 それでは資料2をご用意ください。「1 背景」につきましては既にお目通しいただいているかと思うので割愛させていただきます。 「2 臨時部会における審議事項」は、児童福祉審議会本委員会にて諮問した事項になりますので、改めて復唱させていただきます。諮問事項は社会的養育推進計画の策定についてでございます。諮問理由が二つございます。一つ目が「豊島区の地域性等を反映した社会的養育推進計画を策定するため」。二つ目が、「社会的養育推進計画の策定にあたり、区内における児童養護施設等のあるべき姿を明らかにするため」という観点から諮問をお願いしております。 「3 審議の進め方について」は、国の策定要領で計画策定項目として示されている13項目の中から、5 項目について二重丸を付けております。この 5 項目を臨時部会で重点的にご審議いただくことを考えております。項目1「社会的養育の体制整備の基本的考え方および全体像」、項目5「各年度における代替養育を必要とするこどもの見込み」、項目7「代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組」、項目8「里親等への委託の推進に向けた取組」、項目9「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」でございます。これらを重点的にと申し上

	げておりますが、他の項目についても皆様にご審議いただきたく存じますが、中でも重点的にご審議いただきたいということで二重丸をつけさせていただいております。 「3(2)施設のあり方検討の進め方」ですが、各策定項目に関する現状分析において、区における資源の過不足や都内における資源の配置状況等を分析し、その分析を踏まえて、区において必要と考えられる施設について検討し、その結果を計画に反映してまいりたいと考えております。 裏面をご覧ください。「4 スケジュール」となります。答申まで全7回の部会開催を想定しております。本日が第1回の部会となり、区の現状や課題、スケジュール等をお示しいたします。2回目以降は、先ほどの重点項目を計画検討の中でご審議いただくことを考えております。また、現時点では第3回部会で当事者ヒアリングを入れさせていただいております。ヒアリング方法につきましては、資料7で皆様のご意見をいただきたいと思いますと考えております。10月には計画案を取りまとめ、11月にパブリックコメントを実施。1月には児童福祉審議会の本委員会で答申をいただき、3月に計画の公表というスケジュールで考えております。 最後に「5 計画の位置付け」でございます。社会的養育推進計画は「豊島区子ども・若者総合計画」の中に位置づけをすることを考えております。「子ども・若者総合計画」は、様々な行動計画や事業計画を一つに取りまとめているものですが、新たに社会的養育推進計画を加えるという体系で考えております。説明は以上になります。 説明が終わりました。委員の皆様の方からご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。まず、私からよろしいでしょうか。
部会長	
事務局	3の(1)計画策定項目についてですが、13項目の中から重点項目として、5項目を選んだ理由があれば教えてください。 策定項目を見ていただきますと、例えば「市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」のように、今回の社会的養育推進計画は豊島区だけで完結する計画ではありません。現在、東京都も策定を進めており、全国的に令和7年度に向けて同様に策定を行っております。 その点を踏まえますと、東京都の策定する項目と豊島区の項目を調整していく必要性があり、東京都に倣う部分がある一方、豊島区が独自に考え方から審議していくべき項目があります。そのような中で、特に比重をつけさせていただいた5項目となっております。 項目1は全体像となる部分であり、項目5は代替養育を必要とするこどもの見込みの考え方は、今後、豊島区にどのような施設が必要か、その必要数に関する重要な部分になるため選定いたしました。項目7のパーマネンシー保障については、今後の社会的養育推進計画のあり方の部分になること。また、項目8については、国も進めている家庭的養育である里親委託の推進に向けた取り組みは区においてどのように捉えていくかを考えるためであること。最後に、項目9は、今後、児童養護施設等が区において必要とされた場合にどのようなものが必要かを検討する観点から以上の5項目を重点項目として選ばせていただきました。それ以外の項目が重要ではないと考えておらず、他の項目についてもご審議をいただく予定でございます。
部会長	
委員	
事務局	ありがとうございます。それでは皆様、他にいかがでしょうか。 子ども・若者という定義の大体の想定年齢は何歳ぐらいを考えているのですか。 まず、「子ども・若者総合計画」の対象につきましては、3歳から上限はおおむね39歳としており、年齢層の高い子ども・若者を想定しています。ですが、例えば「子ども・子

	育て支援法」に基づく内容等、根拠法によっては計画の対象年齢が変わってくるかと思っています。 今回の社会的養育推進計画についても、「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の項目では想定年齢は幅広いものとなる可能性もあると考えています。特に、ケアリーバーと言われる社会的養護経験者の方を、どのように支援していくかという観点については、年齢制限を設けるのか設けないのかといったところも含め、ご審議いただく必要があると考えております。
部会長	概ね何歳ぐらいを対象とするかを含め、臨時部会において議論していくということでしょうか。
事務局	児童自立生活援助事業など、改正児童福祉法の中で対象年齢が弾力化された部分などは法律に基づきますが、社会的養護経験者の自立支援の取り組みに関しては、どこまでを対象とするかというところはあるかと思っています。1 月の本委員会においても、ケアリーバー支援をどこまで捉えるかという点について委員からご意見をいただきましたので、その視点も踏まえて、検討してまいりたいと考えております。
部会長	豊島区はこども基本法に基づく「こども計画」は作るのですか。
子ども若者課長	本区においては「豊島区子ども・若者総合計画」が、こども基本法に基づくこども計画を含む位置付けとなります。
子ども若者課係長	「豊島区子ども・若者総合計画」は、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画」を含む各計画の総称であり、名称を変える予定は今のところありませんので、その中に子ども基本法に基づく計画も位置付けていく予定です。
部会長	わかりました。「こども計画」という名前で、何か新しい計画ができるわけではない。それぞれの基本計画の中に項目が盛り込まれる。そういう理解でしょうか。
子ども若者課係長	そのように考えております。
部会長	わかりました。ありがとうございます。
	続きまして資料 3 から 6 までのご説明をお願いします。
児童相談課長	資料 3、4、5について説明をいたします。まず、資料 3 をご用意ください。 資料 3 は、本年 2 月の区議会定例会で報告した資料をもとにしております。令和 5 年 2 月に豊島区児童相談所を開設してから令和 6 年 1 月までの 1 年間における児童相談所の活動状況をまとめた資料となっております。統計の数値につきましては、現在、こども家庭庁および厚生労働省からの通達によりまして、令和 4 年度、5 年度の福祉行政報告例の集計を行っておりますので、今後変動する可能性がございます。速報値として参照いただきますようご理解ください。それでは、主な数値についてポイントを絞ってご説明いたします。 まず、「1 相談・通告の受理状況」でございます。総数は 1,201 件で、そのうち虐待相談の件数は 745 件となっており、約 62%を占めています。また、相談経路としましては(2)に記載のとおり、警察からの通告が最も多く、321 件、26.7%となっております。 次に、「2 虐待通告対応」の状況です。(1)では月別の対応件数を記載しており、年間合計での対応件数は 653 件となっております。新規受理件数が 745 件ですので、対応率は 87.7%となっております。 「2 虐待通告対応」の(2)では、虐待種別と被虐待児の年齢区分別に対応件数を記載しており、虐待種別では全国的な傾向と同じく心理的虐待が最も多い状況でございます。

ます。年齢区分では、小学生が最も多く、次に乳幼児が多いという状況となっております。

(3)は、主な虐待者の状況を区分した表でございます。実父母による虐待が圧倒的に多く 95%を超えるという状況でございます。児童福祉司と児童心理司の活動状況および人材育成につきましては、記載の通りとなっております。

次に、「6 三機関連携による相談対応の状況」でございます。三機関連携は、基礎自治体の児童相談所としての強みを最大限に活用すべく、児童相談所、保健所、子ども家庭支援センターの三つの機関が緊密に連携し合うことで、虐待の予防や、重篤化を防止する取り組みでございます。なお、豊島区における保健所とは、健康推進課に加えて児童相談所に併設してございます長崎健康相談所も含まれます。児童相談所の開設に伴い、連携会議を毎月 1 回開催し、ハイリスク家庭等の情報共有を開始しております。

「7 一時保護の状況」でございます。所内一時保護の人数は、他の自治体からの保護委託も含めた人数となっております。年間 101 名の入所がございました。

また、豊島区一時保護所の定員は12名となっておりますが、表の下段に記載されている通り、各月末の入所率ほぼ 100%を超えているという状況でございます。

次の表では、一時保護委託の状況を記載しており、年間で65件委託を行っております。②の委託先をご覧くださいと、障害児施設や医療機関など児童の状況に応じた保護委託を行っている場合もございますが、一時保護所の定員が逼迫し、やむを得ず他の自治体等へ保護委託を行っているケースも多くございます。

一時保護児童の年齢および相談主訴は表に記載の通りでございます。

(4)は一時保護解除後の状況と平均在所日数等の表でございます。保護先変更や保護委託中も表に含まれておりますので、その件数を除きますと、所内保護から解除となった件数は 61 件、保護委託から解除となった件数は 30 件、合計しますと解除となったのは、全部で 91 件となります。

そのうちの約8割は、家庭復帰をしております。残り約2割が施設入所または養育家庭委託されております。

「8 社会的養育の状況」として、各施設への入所状況と里親・ファミリーホームへの委託状況を示しております。

施設入所は合計 80 人で、施設別では約7割が児童養護施設、約 1 割は乳児院となっております。一方、里親・ファミリーホームへの委託は 32 人となっております。

また、その下には里親等への委託率が追記しております。国が示しております算定方法に基づいて、全体乳幼児、学童児以降の3区分に分けて委託率を示しており、全体 32%、乳幼児 40%、学童期以降 27.7%となっております。

国が掲げている里親等委託率の目標値は、乳幼児が75%、学童期以降が50%ですので、いずれも目標値のおよそ半分程度の状況となっております。

その下は各施設の入所里親等への委託状況を月別に示したグラフとなっております。

最後に、「9 家庭養育の推進」でございます。豊島区の里親の登録状況ですが、専門養育家庭とファミリーホームも含めまして養育家庭は 22 家庭、養子縁組里親 14 家庭となっており、そのうち2家庭はどちらにも登録しておりますので、家庭数としては全体で 34 家庭となっております。

また、実際に児童委託されている家庭数は合計で 10 家庭。委託されている児童数

は13人となっております。

その下には普及啓発活動と児童福祉審議会の状況を記載しております。児童相談所開設以降、新規認定した里親家庭数は合計7家庭となっております。資料3については以上でございます。

続いて資料4をご用意ください。当検討会は特別区児童相談所の開設に伴い、平成30年5月に設置されたものであり、東京都内にある児童福祉施設の広域利用に関する事項について検討した結果をまとめたものでございます。

2ページをご覧ください。児童養護施設や乳児院等の児童福祉施設は原則としてその自治体において施設を設置し、その入所枠の中で調整を行います。

その枠の中で児童を入所させられない場合等においては、設置施設自治体の入所枠をもらう手続きを取った上で、他の自治体の施設へ入所させることになります。東京都内の場合、民間の児童養護施設52施設、乳児院は11施設が設置されておりますが、設置状況は各自治体で異なっており、本来の運用であれば児童を他の自治体の施設に入所させた日に手続きを行う必要があるため、迅速な対応を行うことが困難になっており、事務負担も相当なものとなります。そこで東京都および児童相談所設置区におきましては、都内および東京都において協定を締結している東京都外の児童養護施設を含む民間施設では、管轄内に関わらず入所措置を行うということで入所措置の円滑化を図ってまいりました。一方、都立児童養護施設におきましては、民間児童養護施設において不適合となった児童の受け入れ等、セーフティネットの役割を果たすため、協定における施設とは区別し、本来の運用通り東京都への割愛協力を行った上で、入所させることとしております。

ここに記載しております都立児童養護施設とは、東京都石神井学園など、東京都が東京都社会福祉事業団に運営を委託している6施設を指しております。

3ページをご覧ください。「1 事務の委託」の部分でございます。児童自立支援施設は、人材育成や施設整備の点において、児童相談所設置区が早急に設置することは困難であるため、地方自治法に基づく事務の委託によって児童自立支援施設に関する事務の管理および執行を東京都に委託をしております。

6ページまでお進みください。一時保護所につきましては、東京都および児童相談所設置区は原則として、自らの一時保護所で一時保護を行うことを原則としております。

しかし、保護所の定員を超えて児童を保護している状況にある場合、一時保護所の場所が特定されることによって、児童の安全確保および一時保護所の運営に支障をきたす恐れがある場合などには、一時保護所の定員に空きがある自治体の保護所を利用することができます。

7ページをご覧ください。里親についても児童養護施設や乳児院と同様に、児童の最善の利益を保障する観点から、都内全域でマッチングを行った上で委託を行っております。その際、里親を所管する親担当児童相談所と児童を担当する子担当児童相談所フォスティング機関が共同して、児童の養育をサポートしております。資料の4については以上でございます。

続いて資料5をご用意ください。こちらは豊島区における社会的養護に係る資源の現状をまとめたものでございます。本資料における時点には、ばらつきがあります。今後、最新の数字をご用意したいと考えております。

まず、豊島区内の社会的養護に係る資源についてです。里親家庭が34家庭。こちらは養育家庭と養子縁組里親の登録者数となっております。続いて、ファミリーホーム

子ども家庭支援センター所長	が2家庭。最後に母子生活支援施設が1施設となっております。 児童養護施設や乳児院等につきましては、先ほど資料4で説明いたしました通り、協定に基づき広域利用を行っております。 こちらの資料の項目1の表の下の方の2番目の※印の文中、「養育家庭里親」となっておりますが、正しくは、「養育家庭」でございます。訂正いたします。 また、追加資料1に、都内に所在する児童養護施設の分布図をご用意いたしました。豊島区のほか、千代田区や文京区など都心の区においては、児童養護施設が所在しないという状況となっております。 続いて資料5にお戻りいただき、「2 都内における社会的養護に係る資源及び入所状況について」になります。 児童養護施設を除く各施設種別においては、入所率はおおよそ70%前後となっておりますが、特に民間の児童養護施設で90%を超え、セーフティネットとしての役割を担っております。都立の施設も80%の入所率という高い利用率となっております。 裏面は障害児入所施設の状況となっておりますので、ご確認いただければと思います。 資料3から5につきましては以上でございます。 資料6についてご説明させていただきます。 豊島区における子ども家庭支援の現状についてご説明させていただきます。まず、こども家庭センターの設置についてご説明させていただきます。ご存知の通り児童福祉法改正で、こども家庭センターの設置が努力義務となりました。豊島区におきましては、建物ごと一体的な運営をすることも家庭センターの設置は当面難しいという判断により、既存の組織に機能を付与することで、こども家庭センターを設置しております。 1ページ目の図の通り、今までの子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの役割を持った三つの部署が共同してこども家庭センターを運営いたします。センター長には子ども家庭部長を指定しております。副センター長に健康部長、統括支援員に子ども家庭支援センター所長を配置することで、母子保健と児童福祉の一体的運営を強化してまいります。業務の円滑な連携につきましては、それぞれのシステム閲覧権限を持つことで、速やかな情報連携を図り、一体的にスピーディーな対応を目指してまいります。こども家庭センターの設置数としては、それぞれ別の部局で設置をしておりますので、6か所となります。所在地につきましては記載の通りでございます。 「(3)令和5年度こども家庭センター研修の実施回数」でございますが、こちらは東京都が実施しています「とうきょう子育て応援パートナー事業」を活用しまして研修を受けております。それぞれ参加人数や実施日につきましては、記載の通りでございます。 続きまして、ショートステイ事業についてご説明させていただきます。事業、予算につきましては記載の通りでございます。今年度より要支援家庭の事業者を1枠増加させております。 現状と課題でございます。3ページにございます要支援家庭枠の利用件数が増加傾向にあり、特にきょうだいの利用者が増加しております。令和5年度から一般利用枠につきましても利用者が増加している状況でございます。児童相談所からの要請件数も増えており、契約している児童養護施設が区外にあることや、低年齢児ほど移動の負担が増している現状でございます。課題につきましては、要支援家庭枠の利用状況を分析しますときょうだいの利用率が高いため、1施設の利用枠を2枠以上にすることがございます。それにつきましては予算の確保が課題でございます。また、一般利用枠
----------------------	--

の予算確保についても課題となっております。利用施設について、東京都内で検討しておりますが、区内の児童養護施設がございませんので、区外の施設と契約せざるを得ない状況でございます。概要につきましては記載の通りとなっております。

4ページにお進みください。令和 6 年度の受け入れ先についてです。乳児を含む児童養護施設、母子生活支援施設を含めまして施設型が区内 4 ヶ所にごございます。また、協力家庭が 4 ヶ所という状況になっております。委託事業者の一覧表は記載の通りとなっております。

5ページにお進みいただきまして、実績でございます。令和6年1月末までの実績でございますが、記載の通りとなっております。一般家庭が令和 5 年度につきまして 236 件、要支援家庭につきまして 150 件。利用泊数としましては一般家庭 570 泊、要支援家庭 354 泊となっております。利用件数の推移も記載しております。令和5年度に要支援家庭が落ち込んでいるようにも見えますが、こちらは要支援家庭から一時保護されて施設入所したことが相当数発生したことによるものです。利用率が下がって見えますが、需要については大きく減っていないと捉えております。

続いてその他の関連事業について、まず、育児支援ヘルパー事業についてご説明いたします。本事業は、豊島区におきましては産前産後出生後 2 歳未満のご家庭につきまして、育児支援ヘルパーを派遣しております。実績につきましては、6 ページに記載の通りとなっております。令和 3 年度に大きく派遣時間数が増加しておりますが、こちらも先ほど同様、令和3年度は特に多くの幼稚園のご家庭にご利用いただいたということで、突出しております。コロナ禍で利用件数が急激に増加いたしました。徐々に安定した数値に戻りつつある状況でございます。育児支援ヘルパー事業も社会的に浸透してきており、保育の他に家事支援のニーズが高まっている状況でございます。課題としましては要支援家庭への対応ができるヘルパー事業者が少なく、他のヘルパー事業者の開拓が急務となっております。家事支援につきましては外国籍のヘルパーを雇用する事業者が多いため、料理の味付けなどに課題がある状況で、要請を受けられない事業者もおります。利用者のニーズとマッチしない状況が課題となっております。

続きまして、子ども虐待防止ネットワーク事業およびヤングケアラーの支援については、別紙にまとめさせていただいております。別紙をご覧ください。

要保護児童対策協議会での事業につきましては、それぞれまとめさせていただいておりますのでご覧いただければと思います。5ページにお進みください。中段から下、三機関連携会議についてご説明させていただきます。児童相談課長からも話がありました通り、豊島区では児童相談所の設置から保健所、子ども家庭支援センター、児童相談所の三機関が毎月ケース共有を行っております。会議体自体も、要保護児童対策地域協議会の実務者会議の中に位置づけて、情報共有を行っております。また、取り扱いケースは要対協要綱第 8 条にごございます、(1)特定妊婦及び支援を要する 3 歳未満の児童のいる家庭の支援に関する情報共有・進行管理、(2)一時保護・施設入所中などの児童のいる家庭について三機関で共有すべきことがあった場合、(3)その他、三機関の所長が必要と判断したこと、を取り扱ってまいりました。共通のアセスメントシートを用いることで、これまで母子保健と児童福祉の方で、取り扱いのリスクの捉え方が違っているところがございます。そこで共通のアセスメントシートを作っております。乳幼児用のアセスメントシート、妊産婦用のアセスメントシートなどを使い、目に見える形で情報を共有しております。児童相談所ができてから 1 年間の取り扱い件数は 235 件となっております。内訳については記載の通りとなっております。特定妊婦も多くなって

おりまして 30 件取り扱っております。

続きましてヤングケアラー支援についてです。新たな支援としまして、ヤングケアラーの支援につきましても、要対協の枠組みの中で豊島区は取り組んでおります。子ども家庭支援センターの方に相談窓口を置きまして、前後ケア支援コーディネーターを配置しております。令和5年 12 月末までで 24 世帯の支援を実施しております。兄弟児のケアや、保護者へのケア、精神的な疾患を抱える保護者のケアを行っているお子さんも相談に応じております。その他、啓発活動としまして中高生センターを訪問したり、研修を行ったり実施しております。ヤングケアラーの関係機関の連絡会議も実施しまして民間団体も含めまして、情報共有を図りました。今後も定期的に開催しまして、関係機関との顔の見える関係を構築しながら支援を行ってまいります。

続きまして、7 ページをご覧ください。「なやミミ」「すいトリ」という子ども向けの相談啓発キャラクターを昨年度作成し、子どもの意見を聞くということに、区全体で取り組んでおります。子どもの相談カードのリニューアルや、子ども版広聴事業を行っており、子どもから寄せられた区民の声には区長が全て目を通しております。こちらは 400 件を超えるお子様からの声が届いており、「ボールが使える公園を作ってほしい」とか、「友達とうまくいかない場合はどうしたらいいですか」、「お父さんに怒られて困っています」というような相談も上がってきています。そういった声を担当の所管課がお子様 directly 回答を返して、区長が全て改善について確認しまして返事をしております。継続して何度も届くお子様もいますが、今後もそういった形で子どもに親しみやすいキャラクターを活用しながら、子どもの意見を聞く機会を作っていきたいと考えております。

続きまして 8 ページをご覧ください。こちらは子ども家庭支援センターの取り扱い件数になります。令和5年度 12 月末までの数字となっておりますが、新規受理 451 件、前年度より継続は 645 件、取り扱い件数としましては 1,096 件となっております。内訳などは記載の通りとなっております。

続きまして9ページをご覧ください。「6 子ども家庭支援センターから区の児童相談所に送ったケースの状況」になります。虐待で送致したケースが19件、対応依頼といまして東京都の援助要請に当たるものになりますが、こちらが 17 件、虐待以外では2件となっております。対応依頼までといかないですが、情報提供しておきたいというものにつきまして虐待について 25 件、情報提供や意見を合わせて合計 64 件のケースを送っております。

続きまして「7 区児相から子ども家庭支援センターに送られてきたケースの状況」を記載させていただいております。面前 DV が17件、泣き声が8件、その他の虐待が5件。

その他対応依頼として、児相が主に担当しているケースを子ども家庭支援センターも共有して対応するようなケースが 30 件、合わせて 63 件が区児相から行われてきております。

終了したケースの状況については、こちらの状況になっております。被害等 42 件、状況が改善したものについては 277 件、助言で終了したものが 202 件、施設入所が8件、提出 54 件、合わせて 583 件となっております。

その下、豊島区の児童虐待の通告件数をグラフにしたものです。区全体が棒グラフであります。折れ線グラフの青い方が児童相談所、赤い方が子ども家庭支援センターという状況になっております。児童相談所が 936 件。子ども家庭支援室でこれは新規の数 451 件になっております。その中で児童相談所と子ども家庭支援センターがのり

部会長	しろ形でケースを持っているものにつきましては、12月末現在で158件となっております。 説明につきましては以上となります。 以上で資料3から6までの説明をしていただきました。委員の皆様の方からご意見をいただければと思います。
委員 子ども家庭支援センター所長	質問ですが、要支援家庭のショートステイに、里親は活用していますか。 東京都がショートステイへの里親活用を進めていますが、基本的に一般家庭向けのため、需要につきましてはそれほど増えておらず、活用していませんでしたが、コロナが落ち着いてから一般家庭の利用が増えていますので、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。
委員 子ども家庭支援センター所長	そうすると今後可能性があるのは一般家庭ということですか。 その通りです。要支援家庭の場合、虐待ケースは区内の里親への依頼は難しいと思われ、養育困難などに限られるかと思われそうですが、使えるご家庭があるのであれば検討してまいります。
委員 子ども家庭支援センター所長	同じくショートステイ事業について質問です。要支援家庭のショートステイと、一時保護との違いを教えてくださいたいのですが。 一時保護は児童相談所の権限で保護を行います。必ずしも親の承諾がなくてもお預かりできますが、ショートステイにつきましては親と契約しない限りはお預かりすることができません。要支援ショートステイの利用料は無料ですが、親の同意を得ない限りはお預かりできないのが一番の違いになっております。
委員 子ども家庭支援センター所長	先ほどの説明でショートステイの利用件数が減ったのは、一時保護に利用が変わっていったとの話でしたね。要支援状況が強まってくと、区の対応手法を変えていくということですか。 その通りです。ショートステイや育児支援ヘルパー事業を使った場合に状況が改善せず、子どもがショートステイを長期利用するご家庭が出てきた場合、児童相談所と協議しまして、両者が納得すれば一時保護に変更するような形になります。保護者が納得されないと、児童相談所の権限で保護するケースもございます。
委員 子ども家庭支援センター所長	同じく資料6の別紙「8 終了ケースの状況」ということで、終了理由が様々書いてありますね。改善、助言、転出で終了というのは分かりますが、施設入所というのは、終了にあたらなと思うのですが、これは児相に移管したという意味合いでしょうか。 おっしゃる通りです。地域での支援としては終了という取り扱いになり、当面、家庭復帰がない場合はケースを児相に任せる形で一旦、子ども家庭支援センターとしての取り扱いを終了しております。
委員	ありがとうございます。もう一つ質問ですが、資料3の児童相談所の状況の4ページの社会的養育の状況ということで、8の(1)ですかね。児童心理治療施設に1名と書いてありますが、これはどちらになりますか。
児童相談所所長 委員	こちらは区外、関西の施設になります。 児童心理治療施設は、東京都としては、養護施設の方に集約させようということで、これ以上作らないような方針を示していますが、その辺について豊島区のお考えなどはございますか。
児童相談所所長	現在東京都も含めて、子どもたちの受け皿がないということを重大な問題として捉えています。東京都でも、特別区の児相を含めて、こうした子どもたちの受け皿を強化するため、治療指導課という組織を児童相談センターに設置し、心理治療について強化

委員	しようという動きがございます。 ヤングケアラー支援についてお聞きます。令和4年度のアンケートで 71 名のケアラーがいることが判明し、支援実施は 24 世帯と書かれています。アンケート調査から実際の支援に繋げるのは難しいと思いますが、江戸川区が全中学生への調査を、教員を通して行ったという事例もあります。今後、把握力を強める取り組みについて考えていらっしゃるかお聞きしたいです。
子ども家庭支援センター所長	令和 4 年度に行った実態調査は、全体の数を把握するため、無記名式で行いました。そのため、手を挙げた子どもを特定することはできず、アンケートから直接支援につなげることはできませんでした。そこで、現在は相談を受けて関係機関の方からご相談いただき、繋いでいただくことで対応しているのですが、やはり記名式のアンケートも必要ではないかというご意見もいただいておりますので、今後、教育委員会とも連携しながら、アンケートに取り組んで、支援を受けたい方が繋がってくるような方法も実施していきたいと考えています。
委員	なかなか子どもがこのような話題について話すことは、非常にデリケートな部分だと思うので、誰かがきちんと聞いてあげることをしない限り、なかなか実際の支援に繋がらないと思うのですが、その辺りのお考えはいかがでしょう？
子ども家庭支援センター所長	学校ですとスクールソーシャルワーカーが、各中学校に 1 人配置されており、増員も予定されています。子どもからの相談を受けた先生が、スクールソーシャルワーカーに繋ぎ、そこから私どもに連携いただいて対応する仕組みを考えています。 現在、スクールソーシャルワーカーの月例の会議に、子ども家庭支援センターのヤングケアラーコーディネーターも参加し、必要な情報を共有していますので、このような仕組みを継続していきたいと考えております。
委員	豊島区の外国人人口の傾向として、これから先増えていくと思いますが、一時保護されている子どもたちや、施設に入っている子どもたちの割合はどのような状況でしょうか。
児童相談所長	1 週間の中で、例えば虐待通告が 20～30 件ある中で、その 1 割程度は外国人となっています。単身でありながら子どもがいる方や、不法滞在の方もいらっしゃる人種の増えの中で、子どもが犠牲になっているケースも多々見受けられます。ベトナムやミャンマーなど、国籍も多々ございますので、言葉の問題や文化の面でも、学校に通えない子どもがいるということで困っているのが現状でございます。
委員	今言われたように、多様な言葉に対しての支援方策は何かありますか。対応するには相当な支援が必要ではないかと想像するのですが。
児童相談所長	様々な国の方への支援団体がございますので、協力を得るということが一番多い所です。ただ、最近はスマートフォンでの翻訳を使って相手の方とやり取りもできますので、緊急の場合にはそうしたものを活用しています。しかし、トラブルを避けるため、できる限り通訳等を活用したいと考えております。
委員	私の方からもちょっとご質問させていただきますが、先ほど区長への手紙で、子どもの意見を聞く仕組みを設けているというお話がございました。今回の児童福祉法改正で子どもの意見表明を支援する環境作りについて言われています。一つは児童相談所の意見聴取等措置を 6 年度から実施されているのでしょうか。それからもう一つ、努力義務ですけれども、子どもの意見表明等支援事業について、どのように取り組もうとされているのか、お聞かせいただければと思います。
児童相談所長	なやミニというキャラクターのアバターを用い、一時保護中の子どもたち一人一人が

事務局	自由に自分の今の気持ちを話せるような場を作る試みに取り組んでいます。 また、当然ですけれども意見箱を設置するということもありますし、子どもを一時保護した際に必ず子どもの意見をどのように聞き取ったのか、聞き取った内容を記録として残しています。 意見表明等支援事業につきましては、昨年 10 月から、一時保護所に保護されている児童を対象に、月に 1 回意見表明支援員による訪問の機会を設けております。この意見表明支援員は、被措置児童等虐待があった場合の対応のため委嘱をしました方に現在対応をしていただいているところです。 月 1 回実施をいたしまして、午前中は子どもたちが話しやすくなるように自分の思いを素直に話していいということが分かるよう、ゲームやワークショップのようなものを毎回実施し、子どもたちとコミュニケーションを取り、一緒に給食を食べて、午後に話したいことがある子からの聞き取りをしております。 これまで何件かお子様からの声があり、対応が必要なものについては、一時保護所や児童福祉司が対応を検討し、きちんと子どもに回答を返していくことを始めております。令和 6 年度につきましては段階的に試行を拡大した上での本格実施を考えており、6 月以降、民間支援団体にも依頼し、週 1 回、一時保護所を訪問する体制を整えてまいります。9 月ぐらいまで、実施方法を検証し、10～11 月以降の本格実施に反映させていきたいと考えております。
委員	今ちょうど一時保護のことが出たのでお伺いしたいのですが、資料3の 3 ページでは、定員を超えていることが多いのですが、一時保護所はどのぐらい定員を超えて引き受けられるのですか。
児童相談所長	実際には上限はございません。と言いますのも、警察との協定がございまして。定員は 12 名ですけれども、12 名全員が入っていたとしても、警察署が夜間に子どもの身柄を保護した後、東京都内全域の調整の中で、一旦は豊島区内にいた子は豊島区で受けるということとなりますので、実質的に上限はないという意味です。ただし、私ども個室対応していますので、そのような場合、全ての子どもが個室に入れるわけではありません。このような場合は所長調整という形で現場運営しているというのが実態です。
委員	東京都の一時保護所も年齢によって違うかと思いますが、150%を超えている入所率と聞きました。それが慢性的になっていて、かつて新聞記者が取材したときにまるで野戦病院のようだと形容したんですね。そうなってくると権利擁護の観点からすると、一時保護所にいること自体が権利が守られていない状況になってしまう。その点についてはどのように考えておられますか。
児童相談所長	定員は学齢男子が 4 名、女子が 4 名、そして幼児 4 名の 12 名です。保護所の全体の作りは、小規模かつ家庭的な作りとなっています。最高で入所率 148%となったことはありますが、1 人部屋に複数人が入るようなことはなく、幼児 4 人のところに 6 人が入っていたのが、今までのところ一番多い状況です。全体として、東京都の大規模一時保護所のような集団生活とは違い、落ち着いた雰囲気の中で暮らせており、これは小規模な児相のメリットと言えと考えています。
委員	繰り返しの質問になりますが、そこに今度は外国の方が外国の言葉しかわからない状況で入ってくると、対応が難しくなってくると思うのです。これから先、そういうことを引き受けていけなくちゃいけないのではないかなと思っているのですが、そのような場合をどうお考えでしょうか。
児童相談所長	実際、外国籍の方も入ってらっしゃったこともございます。文化が違う子どもを一緒

委員	に入って過ごしていただくということは困難ではあるのですが、これも緊急の場所であり、できる限り早く、最善の利益が確保できるところに子どもを移してあげることに対応しております。
児童相談所長	少し関連する話ですけども、児童福祉法が改正されて児童養護施設に 20 歳以上でもいられるようになり、養護施設としても心配だから子どもを 20 歳までいさせてあげようといった流れがあります。そのような中で、子どもの居場所がないという話を他の児相や色々なところから聞くのです。この点も入所率の 100%超えや長期化に繋がっているのではないかと思うところがあるのです。豊島区として、そのような現状の実感があるのかということと、どのように今後対処していくかということをお聞きしたい。先ほどもお話が出ましたが、施設にぎゅうぎゅう詰めていくことは子どものためにならないと思うのです。20 歳まで伸ばして 20 人まで入れるのであれば、結論として施設の定員を増やすしかないのではないかと。家庭的養育のために里親を増やすのもそうですけれども、受け皿を増やしていくしかないと個人的には思っているのですが、その点についてお聞かせください。
委員	おっしゃる通り大変悩ましく、厳しい状況に置かれていると思っております。養護施設に入りたくても入れないということがありますので、高校 2 年生、つまり 18 歳未満年齢の前の 1 年以上前から自立支援計画の中で、しっかりと措置延長が必要かどうかを検討し、進行管理するように現在徹底しているところでございます。 それでもなお、措置延長が必要な場合は豊島区内外の社会資源に繋げていき、自立につながるようアフターケアという形で、社会資源を活用し、施設からの退所を促していただけるように施設とは連携していきたいと思っております。
部会長	実際のところ、定員を増やせと言われても増やせないのです。本体施設の小規模化を進めている中で、定員を増やすには、グループホームを増やすしかないのです。東京都からも年度終わりになると定員以上の子どもたちを引き受けてくれというのが常です。定員を増やすためには本体施設が増えないので、グループホームの数を増やして全体の規模を大きくするということになるかと思います。
事務局	他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは続いて資料 7 についての説明をお願いします。
事務局	それでは「資料 7 当事者への調査ヒアリングについて」のご用意をお願いいたします。 こちらは委員の皆様にご意見をいただきたい内容になります。先ほど資料 2 のスケジュールの中で、第 3 回部会にて当事者ヒアリングを設定させていただいておりますが、当事者への調査・ヒアリング方法について皆様のご意見をいただきたいと考えております。 まずは「1 考え方」になります。意見聴取からその意見の反映、フィードバックという手順で実施をしていきたいと考えております。また、参考として策定要領(留意事項)を記載しております。特に当事者の意見の反映に関し、里親・ファミリーホームや施設などの関係者の幅広い参画が必要ということ。そして、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む)を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取をすること、となっております。また、意見聴取にあたっては、当事者である子どもの置かれた状況等に十分配慮し、工夫した手段を用意することとなっております。 「2 調査・ヒアリング対象者及び実施方法について」、課題に感じていることが 2 点ございます。一つ目がどのような形で対象者を選定するか。特に当事者である子どもと

	いう部分、こちらについてはそのアプローチ方法も含めてお子さんがちゃんとお話をしやすい方法、意見聴取がしやすい方法というのを考えていく必要があるかと思っております。2つ目が実施方法です。こちらについてはその部会委員に直接おいでいただくというケースもございますし、また区の職員等の施設訪問等により、そこでヒアリングやアンケートで答えていただくといった手法が考えられます。 対象候補として、 【対象候補1】施設や里親のもとで暮らすお子さんに聴取を行いたい。 【対象候補2】社会的養護経験者でございます。選任方法としては退所者等支援事業をご利用されている豊島区の方です。令和5年度から経済的支援を開始しており、令和6年度からは相談支援も開始いたします。そういった対象者に依頼ができるかどうか検討しております。また、区と関わりのある、社会的養護経験者であるケアリーバーの方に依頼ができないか検討をしております。 【対象候補3】区内にいらっしゃる里親またはファミリーホームの方にもヒアリングが必要かと考えております。選任方法としては養育家庭の会に推薦をお願いするか、または区内ファミリーホームが2施設ございますので、そちらに依頼することを考えております。 【対象候補4】施設当事者、つまり施設の職員の方にもヒアリングが必要かと考えております。基本的には大人の方になるかと思しますので、部会開催にお越しいただいてのヒアリングは可能かと考えております。 一方、対象候補1の当事者である子どもは、部会の場にお子様をお呼びして大人たちが話を聞くということは、お子様本人にとって相当ストレスのかかることだと思います。その観点から現実的には難しいかと考えております。一方で、そういった場合にどのようにお話を伺いできるかという点について、委員の皆様の知見からご意見いただきたいと考えております。また、選任方法や何人ぐらいのご意見をお聞きするべきかという点についてもご意見いただければと考えております 最後に区として課題として考えておりますのが、策定要領の留意事項の中で、社会的養護経験者である方などを計画策定委員会等の委員とし、意見聴取を行うことが望ましいと記載されている点です。本臨時部会に、新たな委員として選任することが望ましいという位置付けであるため、委員として意見をいただくのか、区の当事者への調査・ヒアリングをきめ細やかに行うことで意見を反映させていくという形で足りるのかということについて、委員の皆様方のご意見をお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。
部会長	説明がなされましたので委員の皆様からご意見いただければありがたいと思います。計画策定という形で当事者に参画してもらうということ、あとは当事者である子どもや子どもの関係者を対象とすること。また、アプローチ方法やヒアリング項目。何点か大事な論点があると思いますけれども、いかがでしょうか。
委員	大人といってもケアリーバーはまだ若いですから、この場に来ていただいて自分の意見をしっかりと話せるとはなかなか思えない。私もこの場で真ん中に座らされて、思いを語ってくださいと言われても緊張して話せません。ここに来て話すのは、施設職員のような方でも、やはりどこまで本音を話していただけるのかなと気になりました。また、意見聴取した内容の十分反映をすることが求められていることも、策定要領の留意事項で書いてあるので、ある程度の人数に聞かないと、少ない人数の意見を反映するこ

委員	とになり、バランスに欠ける可能性があるかなと感じました。 施設や里親から話を聞くのは可能だと思います。入所率の高い施設をピックアップする方法もあるのではないかな。
事務局	ケアリーバーについては、退所後の動向を追えていないと難しいのではないかな。 可能であれば豊島区に関わりのあるケアリーバーの方の声が聞ければと考えております。令和5年度から、支度金と奨学金を、区独自の経済的支援事業として用意いたしまして、それぞれ 4 名、一部重複している方もいらっしゃると思いますが、ご利用いただいております。件数はまだ少ないのですが、その 4 名の方にお声掛けはできるかなと思う一方、既に遠い所に住まわれている方もいらっしゃいます。また、先ほどご意見がありましたが、退所したばかりの方が審議会場で意見表明するというのは相当難しいことだと考えております。その場合、担当の児童福祉司からのヒアリングやアンケート、そのくらいが妥当なところではないかと実感しております。
部会長	ケアリーバーに話してもらう件については、話してもらうようすを動画に撮るということもできるでしょうね。
委員	対象者を考えていくと、多くは里親経験者とか施設養護施設出身者のようにどちらか一方の経験のみなのです。どちらか一方で育った子どもは、良いところも悪いところも含め、一方の境遇しか知らないのです。母数は少ないと思いますが、可能であれば両方の経験をされている方がいいかなと感じます。
委員	本来であれば部会の委員として参加していただくのがいいとは思いますが、先ほどまで話題になったように委員としても、ここに来て何か発言するっていうのは難しいのかなと感じます。よほど有名な方や経験がある方ではないと難しいかなという感じがしますので、ヒアリングをするのもいいかなと思います。例えば、調整が大変になってくるかと思いますが、対象者の方のヒアリングに我々委員が 1～2 人ずつ同席し、生の声を聞くということができるとよいのかなと思いました。
委員	具体的な方法として、まず聞き取りシートやアンケートなどを実施し、その後ヒアリングを行うという、段階的な方法もいいのかなと思いました。意見がある方だけでなく、特にない方もいらっしゃると思うので、特にない方に頑張って聞こうとしても、引き出せるものもないのではないかな。そこで、まず全体的に声かけをして、皆さんにアンケートなどをしていただく。その中で意見があったり、これを言いたいと思っている方をピックアップして直接ヒアリングをする方法もあるかなと思います。
委員	その方法はよいと思いました。アンケートを配り、書けるお子さんは書いて、アンケートから何か言いたいのかなっていう感じの子をピックアップしてヒアリングできると、意見につながっていくのではないかなと思いました。あとは施設については、友達など複数人のグループで話してもらうのもありではないかなと思います。
部会長	ありがとうございます。 国の策定要領の留意事項の中で、社会的養護経験者を委員に複数名選任して意見聴取ということが示されている以上は、部会と一緒に関わっていただくということがあり得るわけで、その辺はいかがでしょうか。
事務局	資料7でお示した4つの対象候補の話の中や、先ほど委員からもご意見ありました通り、この部分は区としてもケアリーバーの方への負担を懸念しております。社会的養護経験者に委員として計画策定まで一緒に行っていただくことは、相当な責任を負っていただくことでもあると考えております。 一方で、ケアリーバーの支援者として活動しているような方もいらっしゃいます。この

	ような方たちは、今回の社会的養護推進計画が全国的に同時期に策定されるため、おそらく引張りだこなっているのかなと予想されます。今年度、意見表明等支援事業に携わっていただく団体の代表の方は、まさに社会的養護経験者であり、国などの委員会等にも名を連ねている方です。その方に打診することは可能かと思っておりますが、豊島区の本計画の策定委員として打診するかについては、悩ましく考えております。そうであれば、社会的養護経験者の視点をまとめ、委員の皆様にお示しすることで反映させていくことも一つの方法かと考えています。しかし、国は留意事項として選任するよう示しているのです、この点をどこまで踏まえるべきか非常に悩ましいところがございます。
部会長	事務局としても悩んでいるということですね。社会的養護の当事者の立場で、こども家庭庁の審議会委員になっている方もおられますが、そのような方は多くはないというのが実態だと思います。
委員	一般的な書き方ですと、どこの自治体とも変わらないような計画になってしまうので、豊島区の独自性を出せるよう、対象者やその手段や方法を考えればよいと思う。私は、質問項目を用意し、グループで雑談をしていく中で課題を拾っていき、本音を引き出していく手法が望ましいと思います。例えば、コーディネーターがいて、そういう方との話し合いの中から拾っていく手法のように、紙ベースのアンケートとインタビューを活用し、多くの意見を吸い上げていくということが一番望ましいのかなと感じます。
事務局	国の策定要領は、都道府県や政令市を想定して要領が作られているという実態もあります。本日、委員の皆様にごいただいた意見を踏まえ、聞き方についても最初にアンケートを行い、さらにヒアリングするような手順がとれるのか検討してまいります。児童養護施設の中に豊島区児童相談所の関わりが深いところがあれば、グループインタビューのような聞き取りも実現できる可能性があるかと思っておりますので、実現にあたってどのような形になるのかお示ししていきたいと考えております。
部会長	その上で当事者である子どもの複数名選任についてです。東京都も社会的養育推進計画について、まだ部会も始まってない段階ということですが、都の方では社会的養護経験者の方に委員をお願いする可能性があることを聞いております。他の自治体の状況も確認しつつ、検討を進めたいと思います。その上で、委員への選任を行う場合は、豊島区の地域特性を有した方をお願いするのか、または社会的養護経験者としての知見を豊富に有する方を選任するかという点については、部会長とご相談をさせていただきながら、皆様に次回案としてお示しさせていただければと考えております。 おっしゃる通り、悩ましいところです。今、国や自治体で発言している社会的養護経験者の方々もいらっしゃいますが、もともとは東京都に関わったお子さんだったようだというくらいのことしかわからないのが実際であると思います。豊島区にゆかりのある方かどうかはわからない。他方で、豊島区との関りの深さという点は、どの程度重要であるのかというのも気になることです。 最後に全体を通してのご意見や今後の進め方の提案等はございますか。ご意見ないようでしたら、本日の臨時部会は以上となります。 事務局の方から連絡事項等ありましたらお願いします。 ————(事務局より事務連絡)————
部会長	皆様方におかれましては議事の進行へのご協力ありがとうございました。以上をもち

まして豊島区児童福祉審議会第1回臨時部会を閉会いたします。

提出された
資料等

<資料>

- ・豊島区児童福祉審議会 第1回臨時部会 次第
- ・資料1 豊島区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿
- ・資料2 社会的養育推進計画の策定について
- ・資料3 (区の現状①)児童相談所の状況(開設後1年)
- ・資料4 (区の現状②)特別区児童相談所の設置に向けた
広域調整に係る検討会 協議結果
- ・資料5 (区の現状③)豊島区における社会的養護に係る資源の現状
- ・資料6 (区の現状④)豊島区における子ども家庭支援の現状
- ・資料7 当事者への調査・ヒアリングについて
- ・追加資料1 都内に所在する児童養護施設について
- ・追加資料2 次期都道府県社会的養護推進計画の策定要領(概要)

<参考資料>

- ・都道府県社会的養護推進計画の策定要領
- ・里親委託の更なる推進について
- ・新しい社会的養育ビジョン
- ・東京都社会的養育推進計画(令和2年3月)
- ・豊島区子ども・若者総合計画(令和2年3月)